

■総合口座規定■

1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という）ができます。
 - ① 普通預金
 - ② スーパー定期、大口定期預金（以下これらを「定期預金等」という）
 - ③ 前記②の定期預金等を担保とする当座貸越
 - ④ その他当行所定の取引
- (2) 普通預金取引については、単独で利用することができます。
- (3) 前記(1)①②の各取引については、この規定の定めによるほか、当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. (取扱店の範囲)

普通預金および定期預金等は、取引店のほか当行国内本支店のどの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む）ができます。

3. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3土曜日に次ぐ日曜日の翌営業日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金等の利息は、元金に組入れる場合を除き、その利払日に指定口座に入金します。現金で受取ることはできません。
- (3) 当行がやむをえないものと認めて定期預金等を満期日前に解約する場合で、すでに中間払利息が支払われており、その支払額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）が期日前解約利息をこえるときには、その差額を差引いた上で元金を支払います。この場合、差額の差引きにかかる払戻請求書の提出は不要とします。

4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しまたは定期預金等の解約、書替継続をするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに提出してください。
- (2) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。
- (3) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻することができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. (定期預金等の自動継続)

- (1) 定期預金等の自動継続については、次の各号の取扱いとします。ただし、3億円以上の契約、期日指定方式で預入れの契約および自動解約入金方式で預入れの契約は自動継続を行いません。
 - ① 定期預金等は、満期日に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。
 - ② 継続された定期預金等についても前記①と同様とします。
 - ③ 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは継続後の満期日）の前営業日までにその旨を取引店に申出てください。継続を停止した定期預金等の元利金は継続停止後請求があった日に支払います。

6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうち払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前記(1)による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金等の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または200万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- (3) 前記(1)による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記8(1)①の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

7. (貸越金の担保)

- (1) この取引については、後記(2)の順序に従い、定期預金等の合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引においては、定期預金等のうち後記8(1)①の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、満期日の早い順、満期日が同じ場合はお預り番号の若い順とします。
- (3) ① 貸越金の担保となっている定期預金等について解約または（仮）差押があった場合には、前記6(2)により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の全額を除外することとし、前記(1)および(2)と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ② 前記①の場合、貸越金为新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

8. (貸越金利息等)

- (1) ① 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の第3土曜日に次ぐ日曜日の翌営業日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
- A スーパー定期を貸越金の担保とする場合
そのスーパー定期ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
 - B 大口定期預金を貸越金の担保とする場合
その大口定期預金ごとにその約定利率に年0.50%を加えた利率
- ② 前記①の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③ この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が0円となった場合には、前記①にかかわらず当該貸越金の利息を計算のうえ普通預金から引落としすることができるものとします。なお、定期預金等の一部解約により、貸越金と解約日までの貸越利息の合計額が、前記6(2)および7(3)①により算出される新極度額をこえることになる場合も同様とします。
- (2) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14% (年365日の日割計算) とします。

9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金等の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおきた、保証人を求めることがあります。
- (3) 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。
- (4) この通帳を再発行する場合には、当行所定の手数料をいただきます。
- (5) 預金口座の開設の際には、当行は法令で定める本人確認等を行いません。預金口座の開設後も、この預金取引にあたり、当行は法令で定める本人確認等を行う場合があります。本項により当行が預金者について確認した事項に変更があったときには直ちに当行所定の方法により届出てください。

1 0. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、任意後見人等の氏名その他必要な事項をただちに書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、ただちに書面によって取引店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、ただちに書面によって取引店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 1. (印鑑照合)

この取引において払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損失については、当行は責任を負いません。

1 2. (即時支払)

- (1) 次の①から⑤の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、ただちにそれらを支払ってください。
 - ① 支払いの停止または破産手続開始、民事再生手続開始またはこれに類する法的整理手続開始の申立があったとき
 - ② 貸越金の担保となっている定期預金について（仮）差押の命令、通知の発送がされたとき
 - ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 前記8(1)②により極度額をこえたまま6ヵ月を経過したとき
 - ⑤ 住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかではなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ① 当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ② その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

1 3. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約するときは、当行所定の請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金等の残高があるときは別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。
- (2) この取引が普通預金のみの場合には、取引店のほか取引店以外の当行店舗（一部の店舗は除きます。）でもその預金口座を解約することができます。
- (3) 普通預金規定にもとづき普通預金口座取引が停止された場合は、当行は貸越を停止するものとします。
- (4) 前記12(1)または(2)の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

1 4. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当行は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ① この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金等を払出し、貸越元利金の弁済にあてることができるものとします。
 - ② 前記①により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (1) 前記(1)によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率はその約定利率とします。

1 5. (譲渡、質入の禁止)

- (1) 普通預金、定期預金等その他のこの取引にかかるいっさいの権利およびこの通帳は、譲渡または質入その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむを得ないものと認めて質入を承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

1 6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金等は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が前記7(1)により貸越金の担保になっている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出して下さい。
ただし、相殺により貸越金为新極度額をこえることになるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - ② 前号の充当の指定がない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、延滞損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては借入金等の約定にかかわらず、当行が負担するものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、民法第548条の4の規定により、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始時から適用されるものとします。

【附則】 信託総合口座から切替の口座のお取扱い

第1条 契約の変更

総合口座取引（以下、「この取引」といいます。）を2019年7月16日より前に開始している場合は、この取引の当座貸越の限度額ならびに貸越金の担保限度額を第2条ならびに第3条に定める通りとします。

第2条 当座貸越の限度額

総合口座取引規定6.（2）による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、この取引の定期預金等の合計額の90%（1円未満は切捨てます。）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。

第3条 貸越金の担保

総合口座取引規定7.（2）の順序に従い、定期預金等の合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。

以上